

伊奈町総務建設産業常任委員会

令和3年12月3日（金曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和3年12月3日(金)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会 午前 9時00分

・休憩 午前 9時09分

・再開 午前 9時10分

・休憩 午前 9時25分

・再開 午前 9時25分

・休憩 午前 9時29分

・再開 午前 9時30分

・休憩 午前 9時34分

・再開 午前 9時36分

・休憩 午前 9時41分

・再開 午前 9時41分

・休憩 午前 9時47分

・再開 午前 9時47分

・休憩 午前 9時49分

・再開 午前 9時49分

・休憩 午前 9時59分

・再開 午前 10時00分

◎閉会 午前 10時00分

4. 出席委員名

委員長 戸張光枝

副委員長 武藤倫雄

委員 高橋まゆみ、大野興一、佐藤弘一、村山正弘、山本重幸

議長 永末厚二

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 嘉無木栄 局長補佐 小坂真由美

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 関根良和

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 藤倉修一、くらし産業統括監 藤村伸一、健康福祉統括監 小島健司、都市建設統括監 安田昌利、会計管理者 中村知義、消防長 瀬尾浩久、教育次長 石田勝夫、参事兼健康増進課長 松田正、企画課長 久木正、総務課長 増田喜一、福祉課長 秋山雄一、子育て支援課長 瀬尾奈津子、アグリ推進課長 中本雅博、土木課長 今野茂美、都市計画課長 高山睦男、上下水道課長 鳥海博、上下水道課主幹 岩崎守一、上下水道課主幹 細田力、消防次長 畑安昭、消防総務課長 前田廣、生涯学習課長 秋元和彦

開会 午前 9時00分

○戸張光枝委員長 おはようございます。

開会前に、皆様にお願いがございます。新型コロナウイルス感染症対策としてマスク等の着用をお願いし、また、アクリル板を設置しています。声が聞こえにくい状態ですので、発言の際は、マイクの向きの調整や、マイクに近づくなどのご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから総務建設産業常任委員会を開会いたします。

本日、本委員会の傍聴につきまして申出があった場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、許可しないことといたします。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思えます。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

今日は12月議会の総務建設産業常任委員会を開催いただきましてありがとうございます。

このところ、コロナについて、伊奈町はずっとゼロが続いております。埼玉県でも今日は埼玉新聞では5人と入ってございましたけれども、埼玉県内も非常に少ない。ただ、心配されるのは、オミクロンという新しい流行しやすい株がはやっているということで、今世界的に大流行の兆しがあるようですけれども、私ども行政としても、今お話しありましたようにマスク、手洗い、消毒等々について徹底してまいりたいと思っております。

今日の読売新聞、ご覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが、伊奈町で既に4回ものワクチン接種をされた方がいたということが出ておりました。これはどういうことなのかと思っておりましたけれども、昨日情報が入りまして、新聞には流しました。医療従事者として勤めている方が、6月に接種を2回、いわゆる病院に勤務している医療従事者枠で受けて、その後、私ども行政で接種券を送りました。そうすると医療券が4つになって、4回そのまま受けてしまった。医療従事者として接種済の通知が行政に来なかったものですから、私どもとしてはそのまま接種券を送ったということでありまして、本人は承知の上で4回受けたということですから、本来は医療従事者で受ければ、その接種券は破棄するというようなことになっているんだそうです。それをやらなかったということで4回受けてしまった。今回また受けると5回目になるからどうなるかなと思いましたがけれども、体調はそんな悪くないとのでございます。そういう間違いがあるんだなということを改めて感じましたので、この辺については、また担当として徹底してまいりたいと思っております。

今日、委員会には8つの議案を提案させていただいております。全議案とも承認、可決いただきますようお願いを申し上げまして、挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひ申し

上げます。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

当委員会に付託された案件は、議案8件であります。これらを議題といたします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第58号議案 令和3年度伊奈町一般会計補正予算（第7号）の所管事項について質疑を行います。

5ページの債務負担行為補正、8ページから9ページまでの歳入全般について、質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 9ページの財政調整基金からの繰入れというところで質問させていただきたいんですが、57号、58号議案で合計約1億円の財政調整基金から繰入れをしています。それで、質問の趣旨は、今回40兆円近い国の補正予算等が流れていますけれども、この財政調整基金で繰入れをして行う事業について、今回の臨時国会で通った場合に、国からの補助というか、交付金で補える事業等があるんでしょうかということをお願いしておきたいんです。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまの財政調整基金と国の補正予算の関係ですけれども、今回の57号と58号議案については、57号については去年の1月から2月にかけて地方創生臨時交付金というのが約1億5,000万円、伊奈町に割り当てられました。それとあと、後半10月頃、2,200万円ほど割り当てられたんですけれども、その交付金で対応しているというところでございます。今回の58号の補正については、コロナ対策の事業は入ってございませんので、これは一般的に財政調整基金で対応するというような形になります。

国の補正につきましては、今後、国から地方創生臨時交付金ということで割り当てられますので、それについては今後こういった事業をやっていくのかというところで対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 分かりました。

それで、この財政調整基金の規模ですけれども、コロナ対策等があつて、数年前は4億円ぐらいしかなかったものが8億円台になって、今回約6億6,000万円という形で減ったんで

すけれども、これはこのまま今回の議案レベルで行くと、3月末では6億5,000万円で落ち着くというような感じでしょうか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 58号議案の補正で、財政調整基金の年度末残高見込みは6億5,900万円程度ということなんですけれども、去年の2月ぐらいに示された地方創生臨時交付金1億5,000万円程度ございますが、その交付金が、今のところまだ財源充当されていませんので、3月に予定しているんですけれども、これに1億5,000万円程度が財源充当するということで、今ある6億5,900万円に1億5,000万円程度が財政調整基金に戻るような形になります。以上でございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時09分

再開 午前 9時10分

○戸張光枝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、歳出に対する質疑に入ります。

10ページの第2款総務費について、ただし、第3項戸籍住民基本台帳費は除きます。

質疑はありませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 時間外勤務手当が370万円一般管理費で補正と、税務総務費でも140万円増額ということなんですけど、これは特段の事情が何かあるんでしょうか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 時間外の増額の関係でございますけれども、一般管理費につきましては、業務量が増えたというのが大きな理由なんですけど、例えば企画課では、今年度、公共施設の管理計画の見直し業務を行っておりますので、その関係で今年度は少し時間外が増える見込みがあると、また、秘書広報課では、50周年記念の式典の準備等で、コロナ禍の中で綿密な

準備をされたということで、時間外が多くなってしまったというのがございます。また、生活安全課では、今年度、伊奈町国土強靱化地域計画策定の業務を行っておりますので、これも年度末に向けて取りまとめの関係がありますので、当初見込みよりも少し時間外が増えるというところで370万円ほどの時間外の増額をお願いさせていただくものでございます。

また、税務総務費につきましては、業務が増えているということなんですけれども、実は今年の令和2年の確定申告の期間が、コロナ禍で期間の延長があったと、その関係で令和3年度当初に担当職員が短い時間の中で処理をしなければいけないということで、見込よりも時間外を多く使ったという現状がございます。この後、今年の確定申告の時期になりますので、多くの書類を処理しなければいけませんので、当初見込んだ時間外では不足しますので、今回増額をお願いさせていただくものでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 近年、予算をしっかりと組んで、RPAの導入であるとか、外部の業務委託の活用といったことで、庁舎内の業務も効率的に行えているという報告を受けているところではあるんですけれども、近年で時間外勤務の量というのは確実に減っているものなんでしょうか。それとも変わらなかつたり上がったりしているものなんでしょうか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 様々な取組はしておるところでございますが、例えば今申し上げました計画策定などは、やはり職員がいろいろ調べ、職員のノウハウが必要と思いますので、なかなかRPAでは処理し切れない分野かと思っております。

時間外の総額でございますけれども、確かに年度で変動はしますけれども、最近の傾向ですと増加傾向にございます。やはりコロナ禍という中で業務が増えておりますので、そういったものに職員が対応しておりますので、結果としては増加傾向になっておりますけれども、時間外につきましては、なるべく縮減というところを課長会議等で各所属長にお願いをさせていただいているところでございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 時間外勤務、増加傾向ということなんですけど、労働基準法は適用されないと思うんですが、その目安になるような年間720時間を超えるようなペースになっている職員はいらっしゃるんですか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 720時間を超えている職員がいるかどうかは今手元に資料がないんですけれども、例えば10月に選挙がございまして、総務課ではほぼ全員の職員に相当数の時間外がありましたので、短期的に月の目安の45時間が一般的には上限とされておりますけれども、それを超えるようなケースがあるのは事実でございます。720時間という数字につきましては資料を持っておりませんので申し訳ございません。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 先ほどの村山委員の財政調整基金のところの答弁で、ちょっと金額に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

現状、財政調整基金の年度末残高が6億5,900万円ありまして、3月に地方創生臨時交付金で令和2年度の末、先ほど2月頃に示されたのが1億5,000万円程度、それと今年の秋、10月ぐらいに事業者支援分が2,200万円ほど示されましたので、それとあと額は未定なんですけれども、地方創生臨時交付金の国庫補助の裏分というのがございまして、今分かっているところでは、総額で1億7,500万円程度が3月に財源充当して、財政調整基金に戻るといようなことで考えてございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 壇上での提案説明をされたときに聞いたことではないのですが、この3月末で6億5,981万4,000円という数字で合っていますか。見込みとして。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 58号議案の段階で、財政調整基金の年度末残高は6億5,981万4,000円で大丈夫です。

○戸張光枝委員長 続きまして、15ページの第5款農林水産業費及び第6款商工費について質疑はございませんか。

大野委員。

○大野興一委員 それでは、農地費の中の用排水路維持管理事業というのが委託料だけ計上されておりますが、この事業の総体をお聞きしたいと思います。

○戸張光枝委員長 アグリ推進課長。

○中本雅博アグリ推進課長 農地費の中の委託料ですけれども、現在、ストックマネジメント事業ということで用水路の伏越し事業を継続してやっております、1本だけ残っている小貝戸用水路というものがあるんですけれども、その伏越し事業を来年度計画してまして、

ほかの用水路と違って、今回の小貝戸用水路に関しましては、用水路のすぐ脇に橋梁がある関係で、少し用水路を下流側へ寄せないと、橋梁に影響してしまうということで、橋より3メートルほど下流側に寄る関係で、どうしても用地買収というものが必要になってきます。来年度の予算の話になってしまいますが、来年度用地買収をさせてもらって工事を実施する予定なんですけれども、用地買収するに当たって用地の面積を確定しなくてはいけないんですけれども、それが来年度になりますと、田んぼの耕作が始まってしまいますので、そうすると、どうしてもその測量というものができない関係がありますので、今回ここで補正させていただいて、田んぼを耕作していない時期に測量をさせてもらって、来年度の事業に備えるというような形で、今回用地買収に関する登記等をやるための費用を委託料として出させてもらっています。これにつきましては、国と県からの補助金を頂いていますので、残った部分が町の負担という形の予算となっております。

以上になります。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がございませんので、次に移ります。

15ページから16ページの第7款土木費について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

16ページから17ページの第8款消防費について質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 17ページ。工事請負費で412万5,000円出されていますけれども、訓練場の舗装ということで聞いています。これも壇上でちょっと触れたかもしれないんですけれども、総面積と舗装の厚さはどのくらいなんだろうかとこのところを聞いておきたいです。

○戸張光枝委員長 消防総務課長。

○前田 廣消防総務課長 面積につきましては、今回840平方メートル、そして厚さにつきましては5センチとなっております。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 それで、訓練場のいつも出初め式とかやる全体ではないですね、800平方メートルというと。半分ぐらいですか。放水訓練なんかする半分ぐらいのところでしょうか。場所としてはどのあたりですか。

○戸張光枝委員長 消防総務課長。

○前田 廣消防総務課長 庁舎北側の消防訓練場の約半分、長さにして70メートル掛ける幅12メートルを予定しております。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 私も何度か出初め式とかいろいろ儀式に参加して記憶してたんですが、路盤悪いなと感じはしていたんですけども、今回するということですが、路盤というか舗装が悪いなというような感じがしていたんですけども、路盤なんかはやるんですか。砂利を入れたり何かしたりして。工事内容は、上だけ舗装するというだけですか。

○戸張光枝委員長 消防総務課長。

○前田 廣消防総務課長 工事の内容につきましては、これから入札を経て工事業者と折衝となりますけれども、予定としております内容といたしましては、掘削を5センチ程度しまして、転圧をいたしまして、そこにアスファルトを再度引き直すという、そういった形で予定をしております。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 これ当てはまるかどうかですけれども、多くの車が通るところの舗装は、8センチメートルとか、脇道は5センチメートルとか、私道なんかは私なんかは何回も舗装してもらってはいるんですけども、5センチでやっているというところですけども、もうちょっと層が、重量車が一応頻繁に通るわけじゃないですけども、この際だからもうちょっと厚くしたらどうかと思いますけれども、どうですか。

○戸張光枝委員長 消防総務課長。

○前田 廣消防総務課長 訓練場は、基本消防車両で訓練いたしますけれども、委員お話しのとおり、頻繁に車両等が行き交いするところでもございませんけれども、厚さについては、現在の予定としましては5センチということで考えており、今後落札業者と打合せしながら進めていきたいと考えております。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 続きまして、19ページから30ページまでの給与費明細書、債務負担行為調書について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第58号議案のうち、所管事項に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第58号議案 令和3年度伊奈町一般会計補正予算（第7号）のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第58号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時25分

再開 午前 9時25分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、第60号議案 令和3年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第60号議案 令和3年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第60号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第62号議案 令和3年度伊奈町水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑はございませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 水道事業の徴収事務業務委託なんですが、現在の事業者、指名停止が今年あったかなと思うんですけども、その期間は満了しているかなと思うんですが、その辺の状況はお分かりになりますか。入札のタイミングにかかってくるのかどうかというところなんですけれども。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 今、業務を受注しております株式会社日本ウォーターテックスにつきましては、入札参加の指名停止を受けております。その期間は、令和3年11月9日から令和3年12月8日までの期間となっております。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 そうしますと、指名停止が、たしか検針員がいい加減な数字を書いちゃってというような、会社全体の問題というよりはそういったことだったと記憶しているんですけども、今後の当町の入札期間等にはかからないということによろしいですか。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 指名停止の期間は12月8日までですので、この後、議会の了承をいただきましたら、入札等の手続に入っていくかと思っておりますけれども、指名停止の期間は外れているかと思っております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第62号議案 令和3年度伊奈町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第62号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時30分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、第63号議案 伊奈町課設置条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

大野委員。

○大野興一委員 課が2つ新設されることになるわけですが、いわゆる職員の体制は変更があるんですか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 課が2つ増えるということで、室長、それから課長は1人ずつ増えるということになると思いますが、そのほかの課の職員の人数、それにつきましては人事の関係でございますので、今後担当と協議して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 それから、新しい課の内容を見ておりますと、いわゆる専門的な職が必要になってくるような感じがするんですが、その辺はいかがでしょう。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 委員おっしゃるとおり、DXにつきましてもそういった専門の職員が必要かと思いますが、今現在、情報の職員も専門的な知識を得ている職員もごぞいます。その辺につきましても、人事に関係するところですので、どういったところが必要かというところも今後検討することになるかと思います。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 少し聞こえにくいので、もう一度お願いします。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 情報の職員では、やはり専門の知識が今後DXを推進していくに当たっては必要になってくると思います。それからあと、新庁舎は限られた期間で建てるわけですが、そういったところでも必要なのかなと思います。その辺も人事に関わるところでございますので、今後、担当と協議はしていきたいと考えてございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 分かりました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 この議案書の2ページを見ていると、頭が混乱していたんですけれども、人権推進課というところにDX室が入るんですか。意味分からないかな。DX推進・新庁舎整備室が人権推進課の中に入る。課として従来の人権推進課の職務と、もう一本何とか室という室で人権推進課が統括する課になるんですか。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 議案書の63号議案の参考資料をご覧くださいませでしょうか。

新旧対照表なんですけれども、その2ページになります。上から右側で5個目に人権推進課がございますが、その下に、人権推進課の中に入るんじゃなくて、人権推進課の下のところDX推進・新庁舎整備室というところが入るというような形になってございます。課の並びになってございます。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時36分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開します。

村山委員。

○村山正弘委員 提案の仕方が非常に理解しにくかったんですけども、人権推進課とDX、あるいは新庁舎が人権推進課の下に入るかどうかというところが疑問なんで、そこら辺もう一回答弁をお願いします。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 条例等の改正のルール上、こういう表記になっているわけなんですけれども、参考資料を見ていただきますと、最初に課が序列というか並んでございます。企画課から秘書広報課ということでずっと課が並んでいるわけなんですけれども、DX推進・新庁舎整備室は、人権推進課の下に並んでくるというようなことをご理解いただければと思います。決して人権推進課の中につくるというわけではございません。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 了解しました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

大野委員。

○大野興一委員 福祉課の中に、分かれるようにして新しく、いきいき長寿課というのが設置されるということになります。その説明の中で、地域包括ケアシステム、そういうことをこれから進めていくというような説明がされたような気がするんですが、これからの構想をお話しいただきたいと思います。

○戸張光枝委員長 健康福祉統括監。

○小島健司健康福祉統括監 課のこの分かれたところと併せて話させていただきたいと思うんですが、福祉課、簡単にいうと2つに分けた形になります。従来から福祉課につきましては、自分が担当したときからかなり広範囲にわたってございまして、ほかの課と比べましても守備範囲がかなり広がったというのがあって、そんな中で高齢の分野と、今度障害の分野と2つに

分けた形になります。この辺の理由につきましては、やはりより専門性の高い中でやっていきたいということで、課長を含めて2つに分けたほうが、より専門性の深い中で行ける、それと意思決定なんかも早く、会議等あったりして、なかなか課長が1人だと大変なものですから、意思決定の迅速化というのも含めてこういう形にさせていただきました。

地域包括ケアシステムにつきましては、これは従来からずっと取組は進んでおりまして、介護保険と高齢者分野と連携して地域包括ケアシステムにつきましては進めておりました。これを今度いきいき長寿課が恐らく引き継ぐ形になろうかと思えます。そんな中でタイミングといたしますと、地域包括支援センターも4月から南部に設置されるということで、かなり体制も強化されるということがありまして、より進んでいくのかなと思えます。

いきいき長寿課が中心となりまして、また、南部地域包括支援センターとも連携を図って、南だけではないですけれども、北とか中央も含めてなんですけれども、町全体の中でそういった地域包括ケアシステム、中学校区の単位が一番望ましいと言われていまして、そういった中で少し分割して、より専門性を高めて、より迅速な形で、地域に密着した形でそういった地域包括ケアシステムの構築を進めていきたいという趣旨でこういった形にさせていただきました。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 議員の研修では、かなり地域で高齢者福祉を進めているところがありました。が、ぜひ先進的な内容を続けていただきたいと思えます。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第63号議案 伊奈町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第63号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時41分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、第67号議案 伊奈町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 今回、施行令の改正によるものということなのですが、その他、この第34条12号に係る件で、町独自で研究されているような部分というのは今ありますでしょうか。

将来改正を見据えて何か研究していたり、近隣の取扱いが変わったりしているところを研究したりとかという事例があれば、なければならないで結構です。

○戸張光枝委員長 都市計画課長。

○高山睦男都市計画課長 この11号と12号の関係で、今回の改正に伴って新たに研究とはしてございません。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 続きまして、村山委員。

○村山正弘委員 これも私専門的じゃないんであれですけども、今回の条例で市街化調整区域の開発行為というのは厳しくなるんですか。今までと違ってこの条例によって厳しくなるのかどうかというところをまず確認したいのですが。

○戸張光枝委員長 都市計画課長。

○高山睦男都市計画課長 調整区域での開発等が厳しくなるかということなのですが、今まで

はレッドゾーンと言われているような区域と、浸水区域について、開発ができないということが明確化されていなかったんですが、近年そういった被害が調整区域で起きていることが多い背景がありまして、今回、法令上厳格に明確化されたことで厳しくなったと考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 説明資料でそんなことがあったんですけども、うんと身近な話で、従来市街化調整区域の白地地域は、300平方メートル以上、伊奈町に在住歴が20年以上、6親等以内云々で300平方メートル以上で農地の転用ができて、いわゆる家も建てたわけですけども、最近業者に聞いたところ、これができなくなったんですよ。今年の4月からできなくなったと言ったのかな。来年からなるのかな。そんなような話を聞いているんです。そういうところの関連で分かりやすく説明していただけませんか。

○戸張光枝委員長 都市計画課長。

○高山睦男都市計画課長 調整区域の開発の関係で、300平米以上とか20年以上とかという開発できる条件があるんですが、委員言われた4月から変わられたということなんですが、今年の10月から農地につきましては、調整区域の農地を買って建てるというのができなくなりました。そこが変わったところでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 分かりました。そういうところと結び付けて、実際に私の近くでも100坪、300平方メートル以上のところでどンドン若い人たちが家を建てていたんですけども、これが今度できなくなったなんて業者がありまして、それは10月からできなくなったということですね。関連していると思うんで聞きました。そういうことでよろしいですか。

○戸張光枝委員長 都市計画課長。

○高山睦男都市計画課長 今年の10月1日から農地を買って建てることができなくなりました。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がございませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第67号議案 伊奈町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第67号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時47分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、第68号議案 伊奈町下水道条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 今回、この現行と改正案を見ていくと、第14条10号中、「6条4号」を「6条5号」となるんですけれども、改正というのはそこだけかなと思ったんですけれども、どのように変わるんですか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 下水道法から引用している条項番号が1号ずつずれたため、条項番号を変更するための改正で、内容等の変更はございません。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第68号議案 伊奈町下水道条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第68号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時49分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、第69号議案 町道路線の認定について及び第70号議案 町道路線の廃止については、関連がありますので一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 質疑といいますか確認なんですが、私の考えで合っているかどうかなんですけれども、同じ路線を詰めるという今回の議案内容になるかと思うんですが、その場合、道路法で廃止と再認定をするようにという規定があるので、それで認定と廃止ということがあるかと思えます。

今回の道路、狭隘道路、恐らく昔国から下りたような道路になるかと思うんですけれども、通常、開発行為とか住宅街とかというと、町に帰属させる場合には、幅が4メートルないと

駄目とか、通り抜けがないと駄目というのがあるんですが、今回に関して言えば、もともと既存の道路で長さを詰めるだけなので、そのまま認定の作業をして、その後に町道じゃなくなるタイミングを切らさずにするように、後から廃止というような内容と考えてよろしいでしょうか。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 武藤委員がおっしゃった内容がほぼ合っていると思っております。

もう少し具体的に申し上げますと、本来であればこれは変更というような手続だと思えます。ただ、道路法では手続き上、最初に認定して、廃止をする。短く距離を詰めるといったような今回の処理がございます。

また、狭隘道路という中の認定の概念、4メートル以上なければならないといったような昨今の取扱いにつきましてですが、こちらについても何十年前に町道として認定されたものですから、それが今現在も認定はされているということですので、廃止にする手続もありますが、それはただ単にストロークを短くするといっただけの今回の処理になりますので、4メートルとかという形には今回のケースは当てはまらないのかなというところがございます。以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 それで、今回の廃止の部分、小室地区なんですけれども、トヨタカローラがもう使っている状況ということで、お話で確認したら、もう平成15年ぐらいのときに払下げは終わっていて、町道の地番が残っていたから、今回整理するためにということで伺っています。今回の詰まったことによって、終点のところ、最後のカーブから最後トヨタカローラのところに行く僅か十何メートルなんですけれども、ここがなかなか今後活用の難しくなるような形で残るようになっていっているんですけれども、これはもう何十年前にやった作業だと思うので、今どうこうじゃないんですが、町内でも、昔から言ういわゆる赤道というところであるとか、あとは枯渇したような水路とかという中で、死に地という言葉が正しいのか分からないんですけれども、そういった扱いに困るような土地というのは幾つか、思い当たるようなところはあつたりするものなんでしょうか。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 今回のこのケース、平成15年にトヨタカローラの開発におきまして、付け替え作業と町道が縮小したようなところで残地として残っているということですが、こちらにつきましては工業専用地域ということもございますので、今後の土地利用に併せて土地

も有効利用したいという申出があれば、積極的に町もそれを売り渡していくというようなこともいいのかなと。また、ほかに調整区域だとか、そういったところで水路とかも混在いたします。それもやはり今回のケースはあくまでも市街化区域ですので、積極的にという話を先ほどさせていただきましたが、調整区域については、市街化を抑制する地域でございますので、そちらについては、土地利用が妥当で、有効性があるといった中で水路の改廃を必要とするんだということが法律上明確化すれば、それは相談に乗っていくというような形だと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 まず1つお聞きしたいのは、一般論で町道認定をすると、やはり舗装とか、今回の場合は名前だけ廃止して町道認定したんだよというような形なんですけど、道路整備の義務を町が負っていくわけですけれども、ここの町道について、特に西蔵院の辺り、あそこは狭い道路がずっと続いているんですが、ああいうところの整備計画等はあるんでしょうか。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 町道におきましては、広幅員から狭小の幅員までそれぞれ認定されておりますが、町道の保全とか管理の施工方法につきましては、その路線路線に合わせて考えていくということですので、現状、舗装がなくて砂利で整備されているというようなところもあるかと思えます。そういうところは、やはり近隣にお住まいの住民の方から要望があれば、相談させていただきながら、その道路についての今後の管理・運営についても協議して受付をするということと考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 それで、これもずっと議会に携わってきて私も経験しているんですけど、新たに町道認定するのは、通り抜けができて4メートル以上という内規というか、土木課の方針があったわけですね。今回行き詰まりになりますから、これは特例としてはっきり明記しておかないと、行き止まりでも町道認定できるのかというような問題が将来出てくるかもしれないと思って質問するんですけども、そこら辺の見解どうですか。特例として置いておく、行き止まりということですか。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 4メートル以上の通り抜けの道路、それは開発行為等々で帰属される道路だと思えます。あくまでも新規という道路だと思えます。これに関しては既に認定をされている。それも数十年前から認定されている道路ですので、今回に当たりましても特例という考え方はございません。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第69号議案 町道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第69号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第70号議案について採決を行います。

第70号議案 町道路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第70号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務建設産業常任委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時00分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、協議事項のその他に移ります。

委員の皆さんから何かございますでしょうか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 ないようですので、閉会に移ります。

閉会の前に、副委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○武藤倫雄副委員長 活発なご審議、お疲れさまでございました。

寒さも増してまいりましたので、ご自愛ください。

○戸張光枝委員長 これをもって閉会といたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前10時00分